

岡山県飲用井戸等衛生対策要領

目 的

この要領は、有害物質等による地下水汚染等が危惧されることから、飲用に供する井戸等の実態把握、水質に関する検査及び汚染時における措置を定めることにより、飲用に供する井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

実施主体

この要領に基づく対策は、県と市町村が共同で実施するものとする。

対象施設

この要領において対象とする施設は、次に掲げる施設のいずれかであって、水道法（対象；水道事業の用に供する水道、専用水道及び貯水槽水道）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（対象；特定建築物）等の適用を受けないもの（以下「飲用井戸等」という。）とする。

- (1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。）
- (2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の供給施設（導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。）

衛生確保対策

(1) 実態の把握等

ア 県及び市町村は、飲用井戸等に係る地下水の汚染状況を関係部局と連携し、把握するよう努めるものとする。

イ 県及び市町村は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集・整理し、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者及び管理者並びに使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ウ 県及び市町村は、飲用井戸等の管理の適正を確保するため、飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。

(2) 飲用井戸等の管理、水質検査等

県及び市町村は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、飲用井戸等の設置者に対し、次に掲げる項目に従い、その管理等を実施するよう指導に努めるものとする。また、県及び市町村は、設置者等が後記イ - (ア) - ア) に掲げる水質検査を行う際の検査項目の判断に資するため、地域の飲用井戸及びその他地下水の水質検査結果等から、必要な指導に努めるものとする。

ア 飲用井戸等の管理

(ア) 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。

- (イ) 設置者等は飲用井戸等（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）及びその周辺環境を定期的に点検し、清潔保持に努めること。
- (ウ) 設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。また、使用開始前に水道法に準じた水質検査を実施しこれに適合していることを確認すること。

イ 飲用井戸等の水質検査

- (ア) 設置者等は、飲用井戸等の水質について定期及び臨時の検査を行うこと。
 - ア) 定期の検査とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。
 - イ) 臨時の検査とは、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたととき、臨時に行う水質基準項目のうち必要なものについての水質検査をいう。
- (イ) 定期の検査は、一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）及び業務用井戸にあっては1年以内ごとに1回行うものとするが、これ以外のものにあっても1年以内ごとに1回行うことが望ましい。
- (ウ) 設置者等が水質検査を依頼するにあたっては、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行なうこと。

ウ 汚染が判明した場合の措置

- (ア) 設置者等は、その給水する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに保健所又は市町村に連絡し指示を受けること。
 - (イ) 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、保健所又は市町村へ連絡し指示を受けること。
- (3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

県及び市町村は、前記(2)-ウにより飲用井戸等の設置者等から連絡を受けた場合、その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質等による汚染が判明した場合には、関係部局と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めること。また、当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

なお、市町村にあっては管下の水道の布設、普及に努めるものとする。

附則

平成元年4月1日から施行する。

附則

平成5年12月1日から施行する。

附則

平成16年4月1日から施行する。